

(公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正)
 第三十二条 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成十四年政令第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中、「盲学校、聾学校、養護学校」を削る。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正)

第三十三条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を、「若しくは特別支援学校」に改める。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第三十四条 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令(平成九年政令第三百四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十の項中、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」を、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に改め、同表の十二の項を次のように改める。

十一 削除

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

第三十五条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号を次のように改める。

四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
 (産業技術力強化法施行令の一部改正)

第三十六条 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

別表第六号を次のように改める。

六 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
 (独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通の事項に関する政令の一部改正)

第三十七条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通の事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中、「独立行政法人国立特殊教育総合研究所法」を、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法」に改める。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第十三条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計
---------------------	-----------------------------	--------	-------	------

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)
 第三十八条 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を、「又は特別支援学校」に改める。

別表第一の二十二の項中、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を、「及び特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

(教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三十九条 教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第三百三三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中、「この政令による改正後の」を削り、「第五号」を、「第四号」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正)
 第四十条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項中、「特殊教育諸学校(法第三条に規定する特殊教育諸学校をいう。以下同じ。)」を、「特別支援学校」に改める。

第七條第四号、第十二条ただし書、第十八条及び別表備考中、「特殊教育諸学校」を、「特別支援学校」に改める。

(義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正)
 第四十一条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成十六年政令第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第十号中、「特殊教育諸学校教職員基礎給料月額」を、「特別支援学校教職員基礎給料月額」に、「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))」を、「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を、「特別支援学校の」に改め、同条第十一号中、「特殊教育諸学校教職員算定基礎定数」を、「特別支援学校教職員算定基礎定数」に、「特殊教育諸学校の」を、「特別支援学校の」に改める。

第二条第四号中、「特殊教育諸学校教職員基礎給料月額」を、「特別支援学校教職員基礎給料月額」に、「特殊教育諸学校教職員算定基礎定数」を、「特別支援学校教職員算定基礎定数」に改め、同条第五号中、「特殊教育諸学校」を、「特別支援学校」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)
 第四十二条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成十八年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中、「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号)第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所」に改める。

(法務省組織令の一部改正)
 第四十三条 法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三号中、「特殊教育」を、「特別支援教育」に改める。

(文部科学省組織令の一部改正)
 第四十四条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中、「盲学校、聾学校、養護学校」を、「特別支援学校」に改め、同条第十一号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「特別支援学校」に改め、同条第十六号中、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を、「及び特別支援学校」に改め、同条第二十三号中、「盲学校」を、「特別支援学校」に、「学科及び」を、「学科」に、「並びに聾学校の」を、「及び」に改める。

第三十五条第五号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「特別支援学校」に改め、同条第九号中、「盲学校、聾学校、養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

第三十六条第五号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

第三十九条第一号中、「盲学校、聾学校及び養護学校並びに特殊教育級」を、「特別支援学校及び特別支援学級」に改め、同条第四号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「特別支援学校」に改め、同条第七号中、「盲学校」を、「特別支援学校」に、「学科及び」を、「学科」に、「並びに聾学校の」を、「及び」に改め、同条第八号中、「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

第四十条第一号中、「盲学校、聾学校、養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

附則第二項第二号中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「特別支援学校」に改める。